

第17回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和2年9月8日（火）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

第17回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年9月8日(火)

2、開催場所 保健文化センター視聴覚室(ホール)

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員(17名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸(会長)	14番	布施和彦(職務代理者)
15番	鶴澤英夫	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		

5、欠席委員(なし)

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~2)

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第5 議案第3号 農用地利用配分計画案の作成について
(農地中間管理事業)

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1)

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1~2)

第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
(整理番号1~6)

第9 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～3)

第10 報告第5号 転用事実確認証明について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚	好	主	査	千葉	利憲
主任書記	小田切	基樹	書	記	門野	祥和
書記	内野	孝則				

◎開 会

○議長 ただいまから第17回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 6時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

中村和敏委員、川嶋一美委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は2件予定されておりますが、整理番号2の案件につきましては、積田敏春委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただくことになります。

つきましては、整理番号1の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1です。申請地は、金谷郷字花表崎の地目、畑が1筆、面積3,057平方メートルを贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は相手方の申出によるため、義務者は遠方で管理できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

以上、整理番号1につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、若菜義人委員、よろしくをお願いいたします。

○若菜委員 それでは、議案第1号、整理番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、調査報告を申し上げます。

内容については、ただいま事務局説明のありましたとおりでございます。

調査は、8月29日、権利者、義務者の双方に聞き取りによる調査を行いました。義務者の方には、遠方であることから、電話で調査をさせていただきました。

義務者の方の話によりますと、権利者は実の弟であり、姉弟関係であるとのことでした。この土地は、父親が亡くなった約15年前に相続したものであり、遠方であり管理ができないことなどにより、権利者に管理、耕作を今、お願いしているとのことでした。高齢等により、今回、権利者の方に贈与するとのことでした。

一方、権利者の方によると、義務者のほうから贈与の話があったので、承諾したとのことでした。権利者の方は少し高齢ではございますけれども、現在農業を行っており、農業機械も一通りそろえている方でございます。

以上のような調査結果でございました。委員の皆さんの慎重なるご審議をお願いいたします。以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1について採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

続きまして、整理番号2の案件について審議に入ります。

整理番号2の案件につきましては、積田敏春委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(積田敏春委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号2です。権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

申請地は、山口字上田の地目、田が1筆、面積495平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は相手方の申出によるため、義務者は遠方で管理できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから7ページとなります。

以上、整理番号2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がりましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号2の案件について、志賀典夫委員、よろしくをお願いいたします。

○志賀委員 議案第1号、整理番号2について調査報告いたします。

内容としては、事務局説明のとおりです。

先日、8月31日に、義務者の方に電話で話を聞きました。義務者は、数年前に千葉市に転居済みで、市内の自宅についても売却済みです。義務者は、以前より農業は営んでおらず、全ての農地を貸しておりましたが、夫が亡くなり、子供もいないことから、今回、売却を決

断したそうです。

また、その日のうちに権利者にお会いして話を聞きました。権利者は、以前より自分の土地に一部入っている義務者の土地を借り、1枚の水田として耕作してきましたが、今回、購入を持ちかけられ、この申請に至ったものだそうです。

権利者は、この近くにもたくさん耕作しており、機械もそろっており、問題はないと思いますが、皆さんの意見をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号2について質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号の整理番号2について採決いたします。

議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

ここで、積田敏春委員を入室させてください。

(積田敏春委員 入室)

◎議案第2号(利用権設定)

◎議案第3号(農地中間管理事業)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。なお、本日審議いただく議案第2号の整理番号2から6の案件は、日程第5、議案第3号 農用地利用配分計画案の作成についてと関連がありますので、議案第2号及び議案第3号の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第2号及び議案第3

号の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号でございます。本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書3ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者2人、利用権の設定をする者8人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が1筆で面積1,114平方メートル、畑が7筆で合計面積1万459平方メートル、田畑を合わせた合計面積は1万1,573平方メートルでございます。

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が5件、更新契約が1件でございます。

整理番号1から所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。長国地内の田が1筆、面積1,114平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米120キログラム、更新であります。

次に、整理番号2から6につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けることを目的に利用権を設定するものでございます。

整理番号2。金谷郷地内の地目、畑が1筆、面積1,087平方メートル、5年、金納、10アール当たり5,000円、新規であります。

整理番号3。南今泉地内の地目、畑が3筆、合計面積6,755平方メートル、10年、金納、全面積で8万円、新規であります。

整理番号4。北今泉地内の地目、畑が1筆、面積895平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規であります。

整理番号5。四天木地内の地目、畑が1筆、面積932平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規であります。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

整理番号6。南今泉地内の地目、畑が1筆、面積790平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規であります。

以上、整理番号1から6の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号2から6に関して、当該農地を公益社団法人千葉県園芸協会より借り受ける借り手につきましては、次の議案第3号になります。

議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号でございます。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。今回は3件の農用地利用配分計画となります。

議案書の9ページと15ページと21ページをご覧ください。

それぞれ表の上段に公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、議案書の10ページと16ページと22ページをご覧ください。

それぞれ権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。

先ほど説明をいたしました議案書5ページから6ページの整理番号2から6と同じ内容となっております。

最後に、議案書の13ページと19ページと25ページをご覧ください。

それぞれ耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、整理番号1につきましては、契約が更新の案件のため、担当委員の調査報告は省略させていただき、また、整理番号2から6につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申し合わせがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、これより議案第2号、整理番号1から6及び議案第3号につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から6及び議案第3号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から6及び議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 次に、日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第8、報告第3号 軽微な農地改良の届出について、日程第9、報告第4号 農地の転用事実に関する照会について、日程第10、報告第5号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の26ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の27ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり2件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある農地の権利設定または移転に伴う転用をするものでございます。

整理番号1は、所有権移転し、住宅用地及び駐車場用地にしようとするものでございます。

整理番号2は、所有権移転し、宅地分譲用地にしようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の28ページから30ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり6件の届出がありました。

内容につきましては、市街化調整区域内にある水田に盛土を行うものでございます。

各農地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、届出書は受理しております。

次に、議案書の31ページから32ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり3件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は現地調査の結果、樹木が生い茂っていて山林の状態でありました。なお、農業振興地域の農用地区域内であるものの、平成7年11月2日撮影の航空写真で既に耕作放棄されており、通常農家が所有する農業機械等では農地に復元することが極めて困難であるため、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、建物が建てられていたり、宅地と一体で利用されておりました。なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、全て非農地として回答しております。

次に、整理番号3。現地調査の結果、樹木が生い茂っていて山林の状態でありました。なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも既に樹木が生えている状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の33ページをご覧ください。

報告第5号ですが、議案書のとおり1件の願い出がありました。この証明願いは、農地法第4条または第5条の許可後、もしくは受理通知後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。

この証明願いが提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は目的どおり住宅用地として転用されておりました。

このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

この土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第5号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙

手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第6から日程第10までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員または事務局からお願いいたします。

鵜澤委員。

○鵜澤委員 農地部会から皆様方をお願いがございます。

貴重な時間でございますけれども、少し時間をいただきたいと思っております。

例年行っております遊休農地活用のための利用意向調査についてでございます。

まず初めに、先般7月1日から7月31日までの間、市内を15班に分けて農地パトロールを実施いたしました。皆様方には、お忙しい中ご協力いただきましたことにお礼を申し上げます。

農地パトロールの結果につきましては、お手元に配付されております「令和2年度利用状況調査」というA3判の資料に各地区ごとに一覧表にしてまとめてありますので、これをご覧いただきたいと思っております。

この一覧表に記載されている遊休農地の所有者の方に連絡を取っていただき、利用意向調査を行っていただくこととなります。なお、詳細につきましては、この後、事務局から説明してもらいたいと思っております。

大変お手数をおかけいたしますが、農地法に定められた業務でございますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

以上が農地部会からのお願いでございます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局よりご説明申し上げます。

まずは、7月1日から31日まで実施いたしました農地の利用状況調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、事故等もなく無事に終了することができました。また、引き続き農地の利用意向調査にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、座らせていただきまして、説明させていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。

A 4 のホチキス留めで、全部で4枚ございます。まず1枚目に、「利用意向調査の手順」です。2枚目に「利用意向調査書」です。3枚目と4枚目に、「農地における利用意向について」と記入例です。続きまして、A 3 の令和2年度利用状況調査の結果一覧表です。こちらは、利用状況調査を担当いただいた地区のものと、全地区の利用意向調査対象農地のものをご用意させていただきました。

以上となりますが、資料のほうはそろっておりますでしょうか。

それでは、まず、A 4 の「利用意向調査の手順」をご覧ください。

1番ですが、A 3 の利用状況調査の結果一覧表のR 2、遊休農地区分が赤字で1号、2号となっている農地を調査していただきます。ただし、R 1 以前に農地中間管理権の回答が借受不可となっている農地は、今回、調査対象外となります。

続きまして、2番ですが、農地利用最適化推進委員の皆様を中心に、直接農地所有者宅へ訪問していただきます。訪問の際は、同一地区担当の農業委員の皆様と連携して行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、訪問前に農地の利用状況が遊休農地であるかの確認をお願いいたします。

続きまして、その下に青字で記載がありますが、一覧表の利用意向調査の対象地で農地所有者が市外在住の場合には、事務局から文書を送付いたしますので、委員さん方で調査をしていただく必要はございません。また、その下になります、農地所有者が担当地区外に住んでいる場合は、在住地区担当の委員さんに所有者宅を訪問していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、担当箇所につきましては、利用意向調査対象農地の一覧表の右から6、7列目に記載させていただきましたので、ご確認ください。

続きまして、3番の別紙なのですが、A 4 の3枚目と4枚目の「農地における利用の意向について」をご覧ください。

こちらが、訪問した際に農地の所有者に記入していただく書類と、その記入例になります。こちら説明資料の中では全て空欄になっておりますが、担当される推進委員さんのお手元にある封筒の中には、所在地番、地目、面積が記入されたものが入っておりますので、後ほどご確認ください。

こちらで実際に記入していただくのが、まず右上の日付、住所、氏名と印鑑、電話番号です。氏名を自署していただく場合は、押印は省略可となっております。

最後に、真ん中の一番右側にあります「利用の意向」というところに、①、②、③、④の

4つの選択肢から選んでいただき、記入していただきます。

この選択肢についてですが、再び1枚目の手順をご覧ください。

まず、①が、「当該農地について農地中間管理機構である千葉県園芸協会が行う農地中間管理事業を利用します」とありまして、これは、中間管理権の設定を希望するものです。

続きまして、②が、「当該農地について自ら所有権の移転、または賃借権、その他の使用収益を目的とする権利の設定、もしくは移転を行います」とありまして、農地法第3条の申請や利用集積の申請をするものです。

続きまして、③が、「自ら耕作します」というものです。

最後に、④が「その他」となりまして、④を選択した場合は、具体的な内容を記入していただくのですが、その下に例として記載させていただきましたように、①の農地中間管理事業を使わずに、委員の皆様にご耕作者を探してほしいとお願いされたときや、草刈り等の維持管理をしていくという場合は、④となります。ほかにも、①から③に該当しないものは、必ず具体的な内容を記入して、④としてください。

手順の最後として、4番になりますが、「調査内容を事務局に報告」ということで、「農地における利用の意向について」を所有者に記入してもらい、地区ごとに取りまとめでいただいて、事務局へ提出をお願いいたします。提出期限は11月30日までとなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それから、推進委員の皆様のお手元には、先ほど申し上げたとおり、担当していただく調査票を封筒に入れて置かせていただいておりますので、ご確認くださいと思います。

封筒に入っているのが、まず、「利用意向調査書」でございまして、こちらはA4の2枚目に参考として空欄のものを添付させていただきましたが、推進委員の皆様のお手元のものには、農地所有者の住所、氏名、農地の所在地等を事務局で記入させていただいておりますので、直接所有者の方にお渡し願います。

続きまして、「農地における利用の意向について」と記入例でご説明させていただいたとおり、日付、住所、氏名、電話番号と、1、2、3、4番の選択肢から選んで記入していただくください。

それから、農地所有者宅と遊休農地の動態図、地番図を添付させていただきますので、所有者宅はピンクのマーカーで、遊休農地はオレンジのマーカーで記しておりますので、ご確認くださいようよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 ただいまの説明について、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

皆さん、大変お忙しいと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 特にないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、第17回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 6時38分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月8日

農業委員会長 齋藤重幸

署名委員 中村和敏

署名委員 川島一美